

介護援助制度

L 会員

S 会員

同居の家族に介護が必要になったときに、介護保険が適用された費用の一部を補助する制度です。

共済会会員本人の同居家族（2 親等以内）が居宅もしくは通所での介護サービス（介護保険適用）を利用した場合その費用の一部を補助します。（会員本人が費用を負担している実父母は別居でも可）

【給付対象】

- 会員本人の同居家族（2 親等以内）が居宅もしくは通所での介護サービス（介護保険適用）を利用した場合。
 - ・ 会員本人が費用を負担している実父母は別居でも可
 - ・ 介護する責任の所在によって、2 親等以内別居家族も対象とする場合があります。（共済会へご相談ください）
- ※ 病院に入院もしくは特別養護老人ホーム、有料老人ホーム等に入居しているなど自宅に居住していない場合は対象外となります。
- ※ 介護サービスのうちキャンセル代、レンタル代、物品購入代等、介護サービスに直接関わらないものおよび 2 週間（13 泊 14 日）を超える連泊費は対象外となります。

【利用補助額】 介護費用の 50%

- ・ 1 日 5,000 円限度
- かつ 1 年間（申請日が 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日）15 万円限度

【証明書類】

- ① 領収書および利用明細書のコピー（以下の記載が必要です）
 - ・ 介護保険が適用されていること
 - ・ 利用日
 - ・ 別居家族の場合は「会員本人のフルネーム」の宛名
 - ② 介護保険証のコピー
- ※ ①、②は申請の都度提出が必要です。
- ※ 上記以外の書類を求める場合がございます。
- 同一世帯に複数の会員がいる場合も介護サービス 1 回の利用につき 1 回の申請となります。（同じ領収書を複数回利用することはできません。）
 - 給付申請は領収書発行日から 1 年です。



承認ワークフローで申請

承認ワークフロー対象外企業にご所属の方は表紙の QR コードから共済会へ申請書とチェックシートを請求し、証明書類を添えて共済会に提出。

郵便局のみまもりサービス

L 会員

S 会員

別居のご両親宅へ郵便局社員が訪問する「みまもり訪問サービス」を利用した場合の補助金制度です。

● 補助金額

月額補助 1,000 円 ・ 通常利用料金 2,500 円（税込）→ 共済会会員利用料金 2,200 円（税込）

※ 2,200 円（税込）に対して共済会より 1,000 円補助致します。

※ 原則、サービスの利用を解約した月の翌月より補助は終了致します。

【契約者】 共済会会員本人

【対象者】 共済会会員と別居している会員の本人または配偶者の父母（会員 1 人につき 1 人まで）

【サービスの概要】

- 毎月 1 回、郵便局社員が会員の父母宅へ訪問し、生活状況を確認します。（30 分間程度）
- 確認した生活状況（7 項目、選択 3 項目）や訪問した社員からのコメントは、会員にメールでご連絡します。
- 詳細は郵便局ホームページをご覧ください。 <https://www.post.japanpost.jp/life/mimamori/>

お問合せ

お客様サービス相談センター
 〈固定電話から〉 0120-23-28-86（フリーコール）
 〈携帯電話から〉 0570-046-666（通話料有料）
 （平日 9:00～19:00 土・日・祝 9:00～17:00）



【申請】 日本郵便様のホームページ
 (<https://www.post.japanpost.jp/life/mimamori/>) から
 共済会のキャンペーンコード「imgk」を入力して申込み。
 給付申請は利用日から 1 年以内です。

【給付】 登録されたクレジットカードから補助金を差し引いた利用料が毎月引落されます。